

10月以降の審査会・講習会・競技会について【基本方針】

1. 状況認識と、全日本弓道連盟としての社会的役割

新型コロナウイルス感染症に関しては緊急事態宣言が解除されたものの、感染拡大は収まらない状況が続いております。WHOはコロナウイルスに関して季節的要因はないとの発表を行い、世界では再び急激な拡大がみられる地域も出ています。わが国でも直近東京、大阪、名古屋を中心とする都市圏に加え、九州、四国、東北などにもクラスターが発生しております。厳重な管理をしているはずの、プロスポーツ界でも感染が発生し試合の中止などが見られ、今後の予測は極めて難しい状況となっております。

このような中で全日本弓道連盟は9月までの審査会及び、県をまたぐ大会はすべて中止とすることを決定しました。この間の各地連、関係者の皆様のご協力、ご尽力に、心より御礼を申し上げます。10月以降のあり方については、緊急事態対策室の開催、審査講習会関連委員会での検討を行い、そして諮問会議委員の意見をいただくなどしてまいりました。

そして一方では全弓連として、特に公益法人としてのコロナ対策、感染拡大の防止に関する社会的役割と責任についても熟慮してまいりました。任意団体でもなく、民間の事業団体でもない、公益法人としては、自らが感染しないことを考えることだけではなく、自らを律して我慢できることは耐え、広く社会或いは国民の感染拡大防止に積極的に貢献することも極めて重要な責務であると認識しております。

この観点から、今後の審査会、講習会、競技会の開催には相当慎重な対応が必要と考えます。

2. 10月以降の審査の進め方の基本方針

(1)中央審査会

10月以降の中央審査会はすべて白紙とし見直しを検討する。

コロナの状況が継続する中でも行うことのできる方策、(場所、日程、方式など)をこれまでの方式の枠を取り外し検討する。

方策の成案を得た後に、コロナの状況を総合的に判断し実施時期場所を決定する。

基本方向

1. 受審機会の限度
2. 受審地域の限定
3. 受審者数の限定

(2)地方審査会

連合審査会は中止する。

地方審査会については、コロナの状況が継続する中でも行うことのできる方策を検討する。
方策の成案を得た後に、コロナの状況を総合判断し実施時期を決定する。

基本方向

1. 五段審査を地連にて実施する（審査委員は他県から派遣する）
2. 受審地域の限定（所属地連のみ）、受審者数の限定。
3. 一般会員にもビデオ審査（三段まで）を拡げる。
4. 高校生以下にはビデオ審査（三段まで）のみとする。
参段受審の場合は学校長の許可を得る。

(3)講習会

全弓連主催の講習会は中止としている。

来年度に向けて内閣府の指摘、調査報告書の提言に加えて、コロナの状況が継続する中でも行うことのできる講習会の内容、方策を検討する。

(4)競技会

全弓連主催の10月以降の全国大会はすべて中止とする。

他団体と共催する大会は関係者と引き続き開催可否、方式なども含めて検討する。

（明治神宮全国奉納弓道大会、全国高等学校弓道選抜大会）

- 10月以降もコロナの状況が継続する中でも行うことのできる大会の形式の検討を行う。
（オンライン大会、通信大会など）

(5)検討体制

1. 体制

審査講習会関連委員会内にWGとして戦略会議を設ける。

2. 検討内容 *以下に関する原案の作成を行う。

- ・10月以降年度内における中央審査会、地方審査会の方策（ガイドライン）の策定
- ・令和3年度における審査会、競技会の実施の方針、方策、内容
- ・講習会の基本方針と実施方策

3. 検討期日

令和2年、8月末を目途とする

4. WG 戦略会議メンバー

審査講習会関連委員会・中長期部会から数名と新たに若干名のメンバーを補強する。

以上